

各位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号
会社名 株式会社スリー・ディー・マトリックス
代表者名 代表取締役社長 岡田 淳
(コード番号: 7777)
問合せ先 取締役 新井 友行
電話番号 03 (3511) 3440

第三者割当による第39回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

2024年3月19日付の当社の取締役会において決議いたしましたCVI Investments, Inc.（以下「割当先」といいます。）に対する第三者割当の方法による第39回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日払込手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2024年3月19日付で公表いたしました「第三者割当による第39回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」（以下「本発行に関するプレスリリース」といいます。）をご参照ください。

1. 本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2024年4月4日
(2) 発行新株予約権数	260,000個
(3) 発行価額	22,620,000円（本新株予約権1個当たり87円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 26,000,000株（本新株予約権1個につき100株）上限行使価額はなく、下限行使価額は69円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
(5) 調達資金の額	3,246,620,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額: 124円 本新株予約権の行使価額は、2024年4月5日を初回の修正日とし、その後毎週金曜日（以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。）に、当該修正日に先立つ10連続取引日において東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額（本新株予約権の発行要項第11項第(3)号及び第(4)号の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。
(7) 行使請求期間	2024年4月5日から2025年4月4日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(9) 割 当 先	CVI Investments, Inc.
(10) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められています。当社は有価証券上場規程施行規則第436条5項各号に定められる適用除外の場合を除き、本新株予

	<p>約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が 2024 年 4 月 4 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。</p> <p>割当先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。なお、本新株予約権の発行に伴い、本項に記載する制限超過行使の規定が、現状残存している第 5 回乃至第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、個別に又は総称して、「本既存新株予約権付社債」といいます。）にも同様に適用されることとなります。</p> <p>その結果、かかる制限超過行使における 10%の基準の判断に際しては、本新株予約権の行使により交付される株式数に加えて、本既存新株予約権付社債の転換により交付される株式数を合算して判断することとなります。</p>
(11) そ の 他	<p>本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）において、以下の内容が定められています。</p> <p>(1) 本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社普通株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと <p>(2) 本新株予約権の譲渡（但し、割当先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J. P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認を必要とする。なお、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、本発行に関するプレスリリースの「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等（6）ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本新株予約権の買取りに係る条項及びロックアップに係る条項が定められています。</p>

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われなかった場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上